|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 高知県みどりの環境整備支援事業費補助金交付要綱  第１条～第12条　「略」  第12条  １　「略」  ２　補助事業者は、第５条第２項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、前項の補助事業等実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して所長に報告しなければならない。  ３　「略」  第13条  　（１）～（３）　「略」  　（４）別表第２の事業区分６に規定する「県内加工事業者等」とは、木質バイオマス発電施設、木質ペレット製造施設、温泉施設、チップ工場、木炭生産・椎茸栽培を営む者を含むものとする。  （５）　「略」  （６）第10条第２項第２号に規定する「レンタル機械の変更」には、バックホウのトン数の変更により別表第１の事業区分６の補助率等の（１）及び（２）の上限補助金額の変更に該当するものを含む。  （７）　「略」  （８）第10条第２項の第２号に規定する「廃止」とは、交付決定された事業区分、実施主体又はレンタル機械を取り止めること。  （９）　「略」  附　則  １　「略」  ２　この要綱は、令和８年５月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金について、第７条、第８条第３号から第５号まで、第９条及び第12条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。  附　則  この要綱は、令和５年７月24日から施行する。  附　則  この要綱は、令和６年３月29日から施行する。  附　則  この要綱は、令和７年５月13日から施行する。  別表第１号「略」  別表第２（第４条関係）   | 事業区分 | 事業内容 | 採択要件 | | --- | --- | --- | | １～４「略」 | 「略」 | 「略」 | | ５　多様な森づくり整備事業 | 人工林で行う不用木除去、不良木の淘汰等の保育間伐及び搬出間伐  保育間伐及び搬出間伐の区分  【保育間伐Ｂ】  （10齢級から12齢級まで）  　不良木の淘汰  【保育間伐Ｃ】  （10齢級から12齢級まで）  　不良木の淘汰（伐採木の平均胸高直径が18センチメートル未満） | ①市町村森林整備計画における「特に効率的な施業が可能な森林の区域」以外の森林であること。  ②保育間伐は、造林事業の採択を受けていること。搬出間伐は、造林事業又は木材安定供給推進事業の採択を受けていること。  ③１施行地の面積が0.1ヘクタール以上であること。  ④間伐率は30パーセント以上であること。 | |  | 【搬出間伐】  （７齢級以上）  　人工林で行う搬出間伐及び搬出集積 |  | | ６　自伐林家等林業機械レンタル | 自伐林家等小規模林業を実践する者が行う木材の生産を目的とした林業機械（作業道の開設及び改良並びに木材の集材及び運搬に必要な機械等）レンタルに対する支援 | ①補助事業により生産される原木は、県内加工事業者等（自社利用を含む。）に優先して供給しなければならない。なお、対象樹種は、スギ、ヒノキ、広葉樹（木炭・椎茸栽培用を含む。）及びチップ材等を含むこととする。  ②皆伐及び間伐事業地を対象とする。  ③林業機械をレンタルする実施主体は、新たに小規模林業に取り組む者又は既に実践している場合にあっては、過去３年間の平均生産量を上回る素材生産（増産）に取り組む者とする。ただし、当年度計画が作業道開設のみの場合は、当該作業道を利用して搬出する次年度の素材生産量により判断する。  ④補助率等欄の「（１）バックホウ」については、バックホウ単体とバックホウとグラップルがセットになったものも含み、単体のアタッチメント（グラップル、ブレーカー等）については「（２）上記以外の林業機械」に含める。  ⑤安全な施業を実施するため、実施主体は､レンタル機械の操作に必要な研修の受講や資格を取得すること。  ⑥補助事業の利用上限年数は、補助事業活用年度から通算して３年間とする。 |   別表第３～５号「略」 | 高知県みどりの環境整備支援事業費補助金交付要綱  第１条～第12条　「略」  第12条  １　「略」  ２　補助事業者は、第８条第９号ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、前項の補助事業等実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して所長に報告しなければならない。  ３　「略」  第13条  　（１）～（３）　「略」  　（４）第８条第１項（10）に規定する「県内加工事業者等」とは、木質バイオマス発電施設、木質ペレット製造施設、温泉施設、チップ工場、木炭生産・椎茸栽培を営む者を含むものとする。  （５）　「略」  （６）第10条第２項（２）に規定する「レンタル機械の変更」には、バックホウのトン数の変更により別表第１の事業区分６の補助率等の（１）及び（２）の上限補助金額の変更に該当するものを含む。  （７）　「略」  （８）第10条第２項の（２）に規定する「廃止」とは、交付決定された事業区分、実施主体又はレンタル機械を取り止めること。  （９）　「略」  附　則  １　「略」  ２　この要綱は、令和７年５月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金について、第７条、第８条第３号から第５号まで、第９条及び第12条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。  附　則  この要綱は、令和５年７月24日から施行する。  附　則  この要綱は、令和６年３月29日から施行する。  「新設」  別表第１号「略」  別表第２（第４条関係）   | 事業区分 | 事業内容 | 採択要件 | | --- | --- | --- | | １～４「略」 | 「略」 | 「略」 | | ５　多様な森づくり整備事業 | 人工林で行う不用木除去、不良木の淘汰等の保育間伐及び搬出間伐  保育間伐及び搬出間伐の区分  【保育間伐Ｂ】  （10齢級から12齢級まで）  　不良木の淘汰  【保育間伐Ｃ】  （10齢級から12齢級まで）  　不良木の淘汰（伐採木の平均胸高直径が18センチメートル未満） | ①市町村森林整備計画における「特に効率的な施業が可能な森林の区域」以外の森林であること。  ②保育間伐は、造林事業の採択を受けていること。  ③１施行地の面積が0.1ヘクタール以上であること。  ④間伐率は30パーセント以上であること。 | |  | 【搬出間伐】  （７齢級以上）  　人工林で行う搬出間伐及び搬出集積 |  | | ６　自伐林家等林業機械レンタル | 自伐林家等小規模林業を実践する者が行う木材の生産を目的とした林業機械（作業道の開設及び改良並びに木材の集材及び運搬に必要な機械等）レンタルに対する支援 | ①補助事業により生産される原木は、県内加工事業者等（自社利用を含む。）に優先して供給しなければならない。なお、対象樹種は、スギ、ヒノキ、広葉樹（木炭・椎茸栽培用を含む。）及びチップ材等を含むこととする。  ②皆伐及び間伐事業地を対象とする。  ③林業機械をレンタルする実施主　体は、新たに小規模林業に取り組む者又は既に実践している場合　にあっては、過去３年間の平均生産量を上回る素材生産（増産）に取り組む者とする。ただし、当年度計画が作業道開設のみの場合は、当該作業道を利用して搬出する次年度の素材生産量により判　断する。  ④補助率等欄の「（１）バックホウ」については、バックホウ単体とバックホウとグラップルがセットになったものも含み、単体のアタッチメント（グラップル、ブレーカー等）については「（２）上記以外の林業機械」に含める。  ⑤安全な施業を実施するため、実施主体は､レンタル機械の操作に必要な研修の受講や資格を取得すること。  ⑥補助事業の利用上限年数は、平成27年度から通算して３年間とする。 |   別表第３～５号「略」 |